

象の鼻地区における水域利用計画について

I 将来的な水域利用の方向性

象の鼻地区は、交通利便性が高い交流の場となることから、横浜港内における小型船（業務船）の係留機能の確保を進め、市民が利用できる旅客船や港内遊覧船などの船舶が利用・係留できる水域への転換を目指すこととします。

II 当面の水域利用計画

1 水域利用の基本的な考え方

市民が利用する船舶を中心としつつ港の業務活動との調和がとれた水域活用を図ります。

(1) 水上交通や港内観光の発着機能など市民利用の導入及び促進を図ります。

ア 象の鼻地区水域の背後においては、港や海を見渡す緑のオープンスペースの整備などにより、これまで港の業務活動の場であった空間が、市民利用を中心とした場に転換しようとしており、水域についても、可能な限り市民利用を中心とした機能に転換していく必要があります。

イ 山下公園からみなとみらい地区に至るウォーターフロント軸と日本大通りから大さん橋国際客船ターミナルに至る開港シンボル軸の結節点に位置するほか、鉄道(みなとみらい線)、バス等との連絡も容易な場所にあることから、水上交通や港内観光の発着場所として利用促進すべき位置にあります。

ウ 港湾計画において、水上交通拠点の新設が位置付けられています。

エ 象の鼻地区水域は、都心部に残る静穏な水域エリアとして市民利用の要望も強いです。

(2) 港の活動を支える役割を尊重します。

ア 横浜港発祥の地である象の鼻地区は、時代の要請によりその役割を変えつつも常に港の活動を支えてきた重要な地区であり、その歴史性を尊重するためにも、港の業務活動の場としての機能を当面維持していきます。

イ 象の鼻地区については、市内外から多くの来街者が訪れる水辺空間として、復元される防波堤や石積護岸、係留する船舶等を通じて、「象の鼻の歴史性」や「港の情景」などの景観演出が求められています。

(3) 安全に水域を利用します。

ア 「横浜港の適正な水域利用方針」では、象の鼻地区を含む内港地区は多くの項目で市民利用がふさわしい水域としてグーニングしているが、象の鼻地区は、水域が狭いことから、水域の安全な利活用を考えた場合、この地区にふさわしい水域利用を特定する必要があります。

イ この狭い水域内において、多くの船舶の出入りや係留、市民利用イベントが想定されることから、安全性を高めるためにも、係留する事業者等で船舶事業者等協議会を組織し、日常の管理やイベントへの協力など水域の利用や運営、安全に関するルールづくりを行う必要があります。

2 具体的な水域利用計画

(1) 象の鼻地区水域を利用し、係留できる船舶

水上交通や港内観光などの「市民利用に供する船舶」及び「港の活動を支える業務船」が利用し、係留する場所とします。ただし、荒天時における一時避難係留場所としても利用することとします。

(2) 市民利用に供する船舶

水上交通や港内観光など市民が利用できる船舶の利用・係留を促進するため、海上運送法に基づき、国土交通大臣の許可を得て一般旅客定期航路事業または旅客不定期航路事業（通船を含む）を営んでいる者のうち、次の要件を満たす場合、ポンツーンを設置し係留ができるものとします。

- ・航路毎に申請している使用船舶のみを係留すること
- ・係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力すること
- ・横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶であること
- ・横浜港内での業務実績の高い船舶であること

（該当する船舶が多い場合は、象の鼻地区における業務実績を勘案します）

(3) 港の活動を支える業務船

ア 小型船（業務船）だまり計画を推進する「横浜市」と横浜港の運営の一翼を担っている「横浜港運協会」がポンツーンを設置し、これまで横浜港の発展に貢献してきた業務船の係留機能を確保します。なお、両ポンツーンの管理及び運営については、「横浜港運協会」が行うこととします。

イ 係留船舶については、次の条件を満たすものとし、横浜港運協会が横浜市と協議の上決定します。なお、業務実績に応じて適宜見直すこととします。

- ・係留する事業者等により組織する船舶事業者等協議会に入会し、水域の日常的な管理、運営に協力すること
- ・横浜港に船籍を置き、船舶安全法に基づく航行できる要件を備えている船舶であること
- ・横浜港内での業務実績の高い船舶であること

（該当する船舶が多い場合は、象の鼻地区における業務実績を勘案します）

(4) ポンツーンの配置

ア 大さん橋ふ頭東西護岸（旧大さん橋ふ頭東西物揚場）の前面については、都心臨海部の水上交通の拠点（横浜駅東口、ふかり桟橋、山下公園等）を連絡する観光旅客船及び港内遊覧船等の発着場所とし、専用のポンツーンを設置します。

イ 西波止場護岸及び大さん橋ふ頭2号護岸（大さん橋ふ頭2号物揚場）の前面水域については、シーバスと同規模の船舶が旋回できる水域を除く範囲において、最大8基のポンツーンを設置します。

ウ 象の鼻地区に係留する船舶は全てポンツーンを介して係留するものとし、1基あたり最大4隻とします。

(5) その他の市民利用計画

ア 水域が狭く船舶の航行も常時あることから、商業的レクリエーション施設については、原則禁止とするが、ビジターバース等の利用については、船舶事業者等協議会と協議の上、航行安全が確保されることを条件に認めます。

イ イベント等の一時的なロー・ボート・カヌー等の利用については、周辺の水域と役割分担しての利用を検討します。